

財 務 省 説 明 資 料

〔BEPS プロジェクトの進捗状況〕

平成 26 年 9 月 29 日(月)

〇 E C D 租税委員会議長

浅川 雅嗣

— 目 次 —

○ 税源浸食と利益移転（BEPS）行動計画		1
○ BEPSプロジェクトの歩み		2
○ G20財務大臣・中央銀行総裁会議声明（仮訳抜粋） （2014 年 9 月20-21日 於：ケアンズ）		3
○ BEPSの問題点		4
○ OECD租税委員会 BEPS行動計画（概要）		5
○ 行動 1 電子経済の課税上の課題への対処		8
○ 行動 2 ハイブリッド・ミスマッチの効果の無効化		9
○ 行動 6 租税条約の濫用防止		10
○ 行動 8 無形資産に係る移転価格ルールの策定		11
○ 行動13 多国籍企業の企業情報の文書化		12

税源浸食と利益移転（BEPS）行動計画

- 近年、各国がリーマンショック後に財政状況を悪化させ、より多くの国民負担を求めている中で、グローバル企業が国際的な税制の隙間や抜け穴を利用した節税対策により税負担を軽減している問題が顕在化している。
- この問題に対応するため、OECD租税委員会（議長：浅川・財務省国際局長）は、2012年6月より「税源浸食と利益移転」（BEPS：Base Erosion and Profit Shifting）に有効に対処するためのプロジェクトを立ち上げ、2013年7月19日に「BEPS行動計画」を公表。BEPS行動計画は、G20財務大臣・中央銀行総裁会議（2013年7月19～20日、モスクワ）、G20サミット（2013年9月5～6日、サンクトペテルブルク）に提出され、日本をはじめとするG20諸国から全面的な支持を得た。
- 行動計画の実施にあたり、OECD非加盟のG20メンバー8か国（※）がOECD加盟国と同様に意見を述べ、意思決定に参加しうる枠組みとして「OECD／G20 BEPSプロジェクト」を設けた。
（※）中国、インド、ロシア、アルゼンチン、ブラジル、インドネシア、サウジアラビア、南アフリカ
- OECDは、2014年9月～2015年12月の間に、国際的に協調してBEPSに有効に対処していくための対応策を三段階で勧告する予定。2014年9月16日には、BEPSプロジェクトの第一弾の報告書を公表。
- 今後、第一弾の報告書の勧告のうち、国内法・租税条約の改正が求められるものについては、各国において順次検討を開始すると共に、残された課題や2015年に議論されるその他の行動に関連する課題については、引き続きOECDにおいて議論を行う。

BEPSプロジェクトの歩み

2012年6月

- G20サミット(メキシコ・ロスカボス)において、「税源浸食と利益移転を防ぐ必要性」について再確認
- OECD租税委員会本会合において、BEPSプロジェクトを開始

2012年後半

- スターバックス、グーグル、アマゾン、アップル等の租税回避が政治問題化

2012年11月

- 英、独の財務大臣がBEPSに関する共同声明を公表(仏財務大臣も賛同)

2013年1～2月

- OECD租税委員会本会合において、BEPSに関する現状分析報告書「Addressing BEPS」を承認
- G20財務大臣・中央銀行総裁会議(ロシア・モスクワ)に同報告書を提出

2013年6月

- G8サミット(イギリス・ロックアーン)で、BEPSプロジェクトを支持

2013年7月19日

- 「BEPS行動計画」公表。G20財務大臣・中央銀行総裁会議(ロシア・モスクワ)に提出

2013年9月5～6日

- G20サミット(ロシア・サンクトペテルブルク)において、BEPS行動計画を全面的に支持

2014年9月

- G20財務大臣・中央銀行総裁会議(オーストラリア・ケアンズ)において、BEPS報告書(第一弾)を全面的に歓迎

G20財務大臣・中央銀行総裁会議声明　（仮訳抜粋）
（2014年9月20-21日　於：ケアンズ）

8. 我々は、成長志向の財政戦略や強靱な経済を税制が支えるため、国境を越える租税回避と脱税にグローバルな対応をすることに強くコミットしている。本日、我々は、2年間に亘るG20/OECD税源浸食・利益移転(BEPS)行動計画の完了に向けて重要な進展が成されたことを歓迎するとともに、2015年中に全ての行動項目を取りまとめることにコミットする。我々は、国境を越える租税回避に対処し、またこれを抑止する我々の能力に変革をもたらす、相互主義に基づいた、税に関する情報の自動的な交換のための、最終決定された国際的な共通報告基準を承認する。我々は、所要の法制手続きの完了を条件として、2017年又は2018年末までに、相互に及びその他の国との間で自動的情報交換を開始する。・・・[省略]・・・。

BEPSの問題点

多国籍企業が税制の隙間や抜け穴を利用した節税対策により税負担を軽減

政 府

- 納税者の不公平感の高まりによる、税制に対する信頼の揺らぎ。
- 税収の減少等による財政の悪化。
- 発展途上国で、経済成長を促進する公共投資に必要な財源が不足する。

個 人

- 国境を容易に越えられない納税者がより大きな割合の税負担を強いられる。

企 業

- BEPSを利用した節税を行っていない企業やBEPSを利用できない国内企業（中小企業等）の競争条件が不利になり、公平な競争が害される。

OECD租税委員会 BEPS行動計画(概要) ①

行 動	概 要	期 限
1	電子商取引課税 電子商取引により、他国から遠隔で販売、サービス提供等の経済活動ができることに鑑みて、電子商取引に対する直接税・間接税のあり方を検討する報告書を作成。	2014年9月
2	ハイブリッド・ミスマッチの効果の無効化 ハイブリッド・ミスマッチとは、金融商品や事業体に対する複数国間における税務上の取扱いの差異であり、これを利用した税負担の軽減が問題視されている。ハイブリッド・ミスマッチの効果が無効化する国内法上の措置を勧告するとともに、モデル条約の規定を策定する。	2014年9月
3	外国子会社合算税制の強化 外国子会社合算税制(一定以下の課税しか受けていない外国子会社への利益移転を防ぐため、外国子会社の利益を親会社の利益に合算)に関して、各国が最低限導入すべき国内法の基準について勧告を策定する。	2015年9月
4	利子等の損金算入を通じた税源浸食の制限 支払利子等の損金算入を制限する措置の設計に関して、各国が最低限導入すべき国内法の基準について勧告を策定する。 また、親子会社間等の金融取引に関する移転価格ガイドラインを策定する。	2015年9月 2015年12月
5	有害税制への対抗 OECDの定義する「有害税制」について ① 現在の枠組み(透明性や実質的活動等に焦点)に基づき、加盟国の優遇税制を審査する。 ② 現在の枠組み(透明性や実質的活動等に焦点)に基づき、OECD非加盟国を関与させる。 ③ 現在の枠組みの改定・追加を検討。	2014年9月 2015年9月 2015年12月

OECD租税委員会 BEPS行動計画(概要) ②

行 動	概 要	期 限
6	租税条約濫用の防止 条約締約国でない第三国の個人・法人等が不当に租税条約の特典を享受する濫用を防止するためのモデル条約規定及び国内法に関する勧告を策定する。	<u>2014年9月</u>
7	恒久的施設(PE)認定の人為的回避の防止 人為的に恒久的施設の認定を免れることを防止するために、租税条約の恒久的施設(PE: Permanent Establishment)の定義を変更する。	2015年9月
8	移転価格税制(①無形資産) 親子会社間等で、特許等の無形資産を移転することで生じるBEPSを防止するルールを策定する(移転価格ガイドラインの改訂)。	<u>2014年9月</u>
	また、価格付けが困難な無形資産の移転に関する特別ルールを策定する。	2015年9月
9	移転価格税制(②リスクと資本) 親子会社間等のリスクの移転又は資本の過剰な配分によるBEPSを防止する国内法に関する移転価格ガイドラインを策定する。	2015年9月
10	移転価格税制(③他の租税回避の可能性が高い取引) 非関連者との間では非常に稀にしか発生しない取引や管理報酬の支払いを関与させることで生じるBEPSを防止する国内法に関する移転価格ガイドラインを策定する。	2015年9月

OECD租税委員会 BEPS行動計画(概要) ③

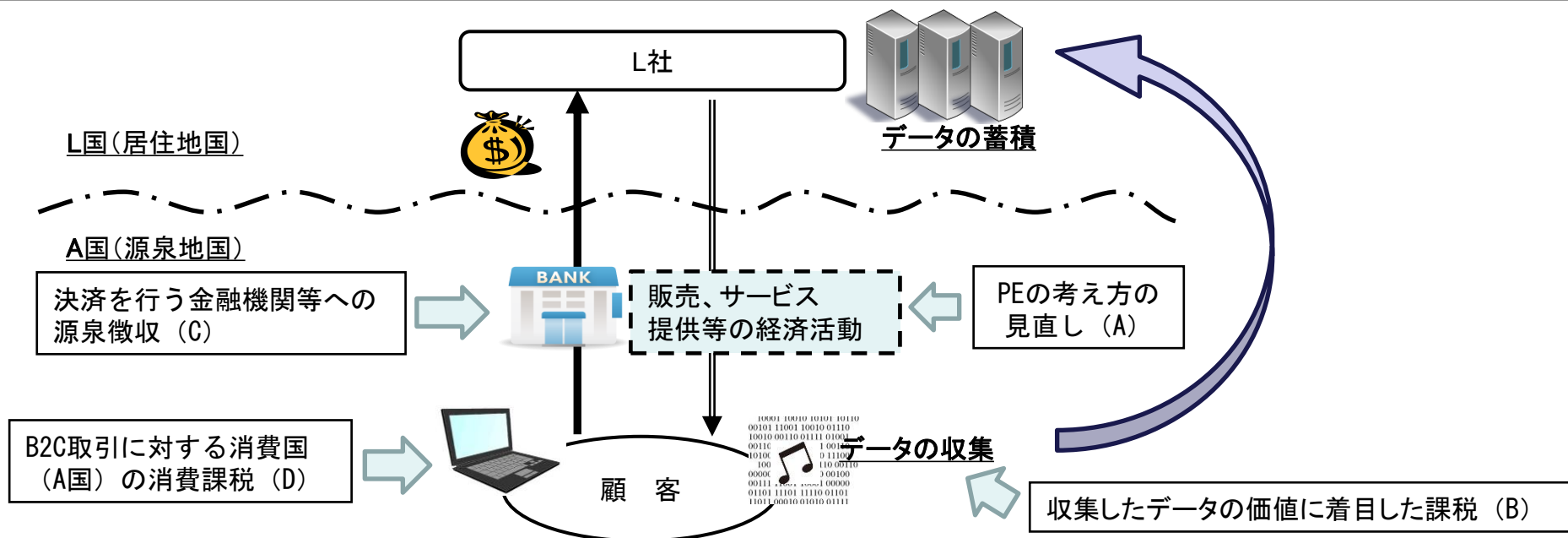
行 動	概 要	期 限
11	BEPSの規模や経済的効果の指標を政府からOECDに集約し、分析する方法を策定する	2015年9月
12	タックス・プランニングの報告義務 タックス・プランニングを政府に報告する国内法上の義務規定に関する勧告を策定する。	2015年9月
13	移転価格関連の文書化の再検討 移転価格税制の文書化に関する規定を策定する。多国籍企業に対し、国毎の所得、経済活動、納税額の配分に関する情報を、共通様式に従って各国政府に報告させる。	<u>2014年9月</u>
14	相互協議の効果的实施 国際税務の紛争を国家間の相互協議や仲裁により効果的に解決する方法を策定する。	2015年9月
15	多国間協定の開発 BEPS対策措置を効率的に実現させるための多国間協定の開発に関する国際法の課題を分析する。	<u>2014年9月</u>
	その後、多国間協定案を開発する。	2015年12月

行動 1 電子経済の課税上の課題への対処

【課題】 海外からの電子商取引(電子書籍・音楽の配信等の役務提供)は顧客の所在国に販売店等の物理的拠点を有さずに行えることから、法人税・消費税の課税が十分に行えない。

【対応】 上記の課題について、以下のオプションを提示。

- (A) 外国法人の事業所得については、国内に恒久的施設(PE)がある場合に課税する取扱いであるところ、PEの考え方の見直し。
- (B) 企業が他国の顧客のデータの大量の収集から経済的利益を得ている場合のそのデータの価値に着目した課税。
- (C) 海外からの電子書籍・音楽配信等の役務提供に対する対価の支払いについて、これらの電子商取引の決済を行う金融機関等への源泉徴収。
- (D) 役務の提供を受ける者の所在地で課税(仕向地主義)することが望ましいことから、消費者向け取引(B2C)についての海外事業者からの消費税の徴収の在り方。



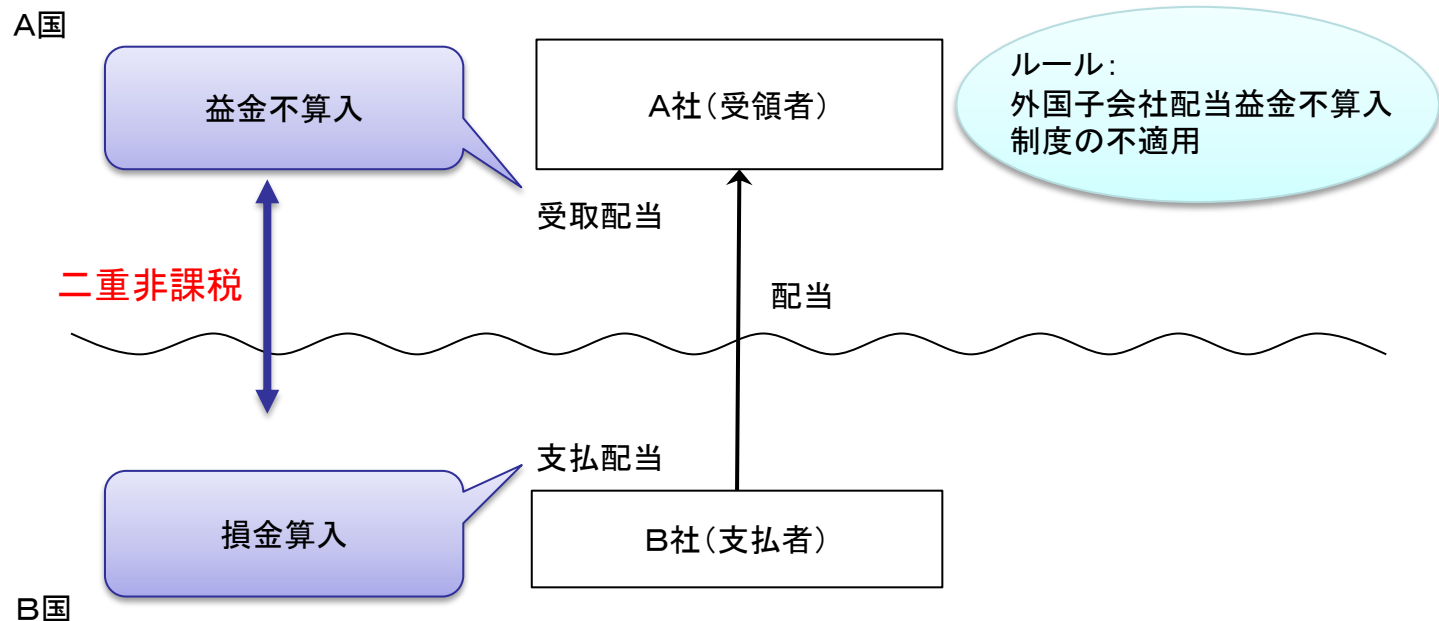
行動2 ハイブリッド・ミスマッチの効果の無効化

【課題】 ハイブリッド金融商品（負債と資本の両方の性格を有する優先株式等）の配当に対する課税上の取扱いが国によって違うことを利用して、配当の支払国・受取国のいずれでも課税されない状態（二重非課税）が生じている。

【対応】 配当について、外国子会社配当益金不算入制度（＝受取配当の非課税）を導入している国は、配当支払地国側で損金算入（＝非課税）されている場合には制度の対象外とすべき。

（注）上記以外に二重非課税が生じるケースについても、類型化した上で対応策を提示。

○ ハイブリッド金融商品（支払者側で損金算入、受領者側で益金不算入となる配当のケース）



行動6 租税条約の濫用防止

【課題】 (1)条約漁り(第三国の居住者が不当に条約の特典を得ようとする行為)をはじめとした租税条約の濫用が行われている。

(2)租税回避防止のための国内法の適用を条約が阻害する可能性がある。

【対応】 (1)濫用防止に最低限必要な措置として、条約に目的規定を追加すると共に、①特典制限規定(LOB)と主要目的テスト(PPT)、②PPTのみ、③LOB及び導管取引防止規定、のいずれかを規定。

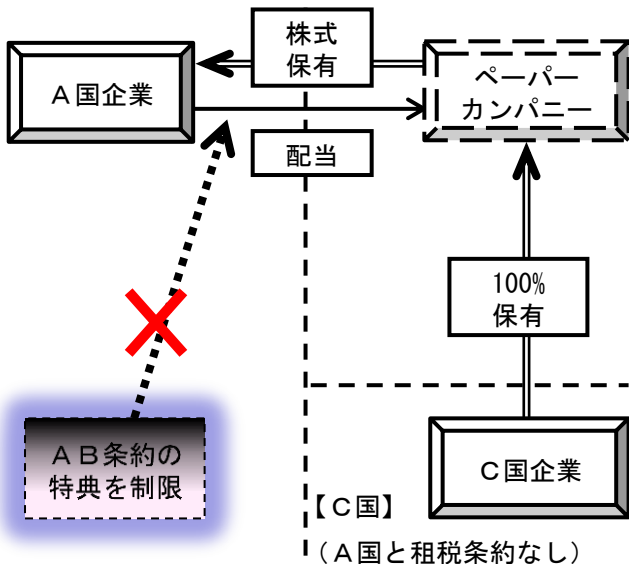
(2)租税回避防止のための国内法が、条約との関係で確実に適用できるよう適切な措置を実施。

※ 出国時における未実現のキャピタルゲインに対する譲渡所得課税の特例を租税回避防止措置として位置付け。

【参考1】 租税条約の濫用防止

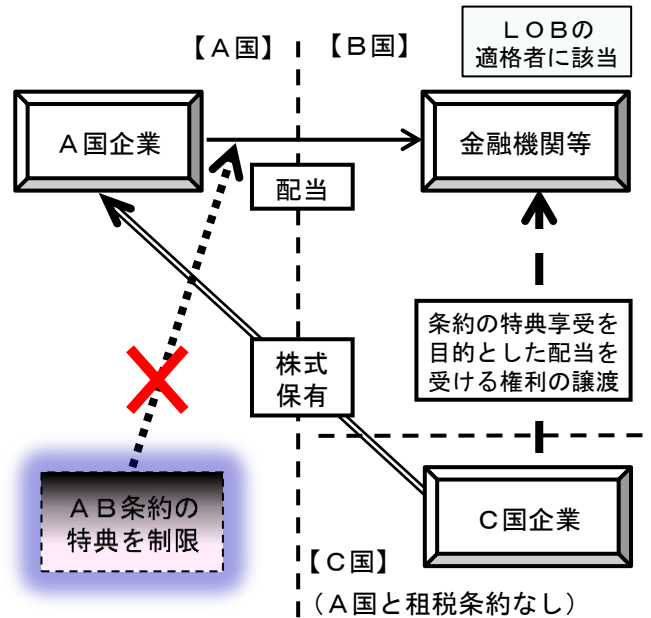
特典制限規定 (Limitation on Benefit: LOB) ※所得の受領者の属性に着目

【A国】 | 【B国】



主要目的テスト規定 (Principal Purpose Test: PPT) ※取引の目的に着目

【A国】 | 【B国】



【参考2】 「居住地国の移転」による キャピタルゲイン課税の回避例

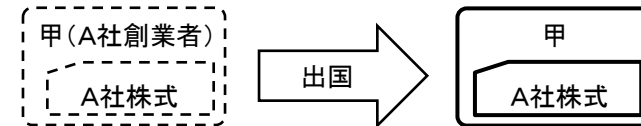
【A国】

[キャピタルゲイン: 課税]

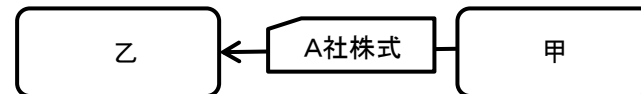
【B国】

[キャピタルゲイン: 非課税]

① 出国し、甲が「居住者」から「非居住者」になる



② その後A社の株式を乙に譲渡

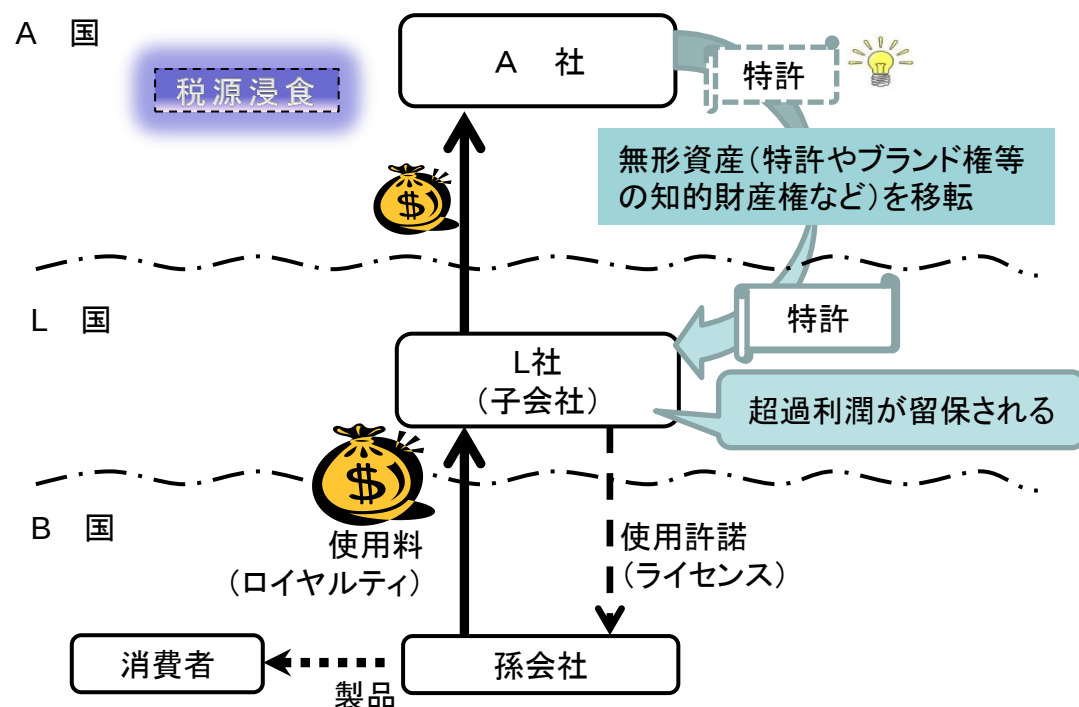


キャピタルゲイン課税のない国に出国し「非居住者」となった後に株式を譲渡

⇒ いずれの国でもキャピタルゲイン課税を回避

行動8 無形資産に係る移転価格ルールの方策

- 【課題】 無形資産を軽課税国・地域の子会社等に移転することで、ロイヤルティに対する課税を回避している多国籍企業があることから、これを防止する移転価格ルールの策定が求められている。
- 【対応】 無形資産を定義するほか、無形資産の評価手法として、DCF(Discount Cash Flow)法(将来の予想収益を現在価値に割り引いて価格を算定)を導入。価格付けが困難な無形資産の評価額算出方法等の論点については、継続して議論。



行動13 多国籍企業の企業情報の文書化

- 【課題】 多国籍企業グループによるグループ内取引を通じた所得の海外移転に対して、適正な課税（移転価格課税）を実現するため、多国籍企業グループの取引の全体像に関する情報が必要。
- 【対応】 多国籍企業グループに対し、国ごとの所得、経済活動、納税額等に関する情報を、共通様式にしたがって、各国税務当局に報告させる。親会社が作成する文書の子会社所在国への提供方法について、OECDにおいて引き続き検討。

マスターファイル <親会社が作成>

- ✓ グループの組織図
- ✓ 事業概要
- ✓ 保有する無形資産の情報
- ✓ グループ内金融活動に関する情報
- ✓ グループ全体の財務状況と納税状況

ローカルファイル <親・子会社が各々作成>

- ✓ 組織図
- ✓ 経営戦略
- ✓ 主要な競合他社
- ✓ 主要な関連者間取引と取引背景
- ✓ 移転価格算定根拠
- ✓ 財務諸表

国別報告書 <親会社が作成>

- ✓ 親会社・子会社所在国ごとの多国籍企業グループの下記情報
 - 収入・利益・税額・資本金等の財務情報
 - 従業員数
 - 有形資産額
 - 主要事業 等